

改正後	改正前
<p>（調査計画書等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 条例第4条第3項の規定により提出する<u>調査計画書等</u>及び地域を記載した書類の部数は、百部とする。</p> <p>3 条例第4条第3項の規則で定める物は、<u>調査計画書等</u>の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>第32条第1項及び第3項において同じ。</u>）とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（公告事項）</p> <p>第4条 条例第6条第1項、<u>第12条第1項</u>、第15条第2項、<u>第19条第1項及び第30条の3第1項</u>の規則で定める事項は、縦覧の期間とする。</p> <p>（縦覧の場所）</p> <p>第5条 条例<u>第6条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第30条の3第1項</u>の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（事業者による調査計画書等の公表）</p> <p>第5条の2 条例第6条第2項の規定による調査計画書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 事業者のウェブサイトに掲載する方法</p> <p>二 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載する方法</p>	<p>（調査計画書等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 条例第4条第3項の規定により提出する<u>調査計画書</u>及び地域を記載した書類の部数は、百部とする。</p> <p>3 条例第4条第3項の規則で定める物は、<u>調査計画書</u>の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>以下同じ。</u>）とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>（公告事項）</p> <p>第4条 条例第6条、<u>第12条</u>、第15条第2項、<u>第19条及び第30条の3</u>の規則で定める事項は、縦覧の期間とする。</p> <p>（縦覧の時間及び場所）</p> <p>第5条 条例<u>第6条、第12条、第19条及び第30条の3</u>の縦覧の時間は、<u>午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p>

(調査計画書説明会の公告の方法)

第5条の3条例第6条の2第2項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の適当な方法のうち、二以上の方法により行わなければならない。

(調査計画書に係る責めに帰することのできない理由)

第5条の4条例第6条の2第3項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由は、天災その他の不測の事態及び調査計画書説明会の開催の妨害とする。

(調査計画書の内容の周知)

第5条の5条例第6条の2第3項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供する方法

二 調査計画書の概要を公告する方法

2 第5条の3の規定は、前項各号の規定による公告について準用する。

第6条 (略)

(準備書等)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 条例第11条の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする

(事業者による準備書等の公表)

第7条の2条例第12条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による準備書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第6条 (略)

(準備書等)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 条例第11条の規則で定める物は、準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。

(新規)

(準備書説明会等の公告の方法)

第8条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第2項の規定による公告及び条例第15条第2項の規定による公告については、第5条の3の規定を準用する。

(準備書説明会に係る責めに帰することのできない理由)

第9条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第3項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由については、第5条の4の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の内容の周知)

第10条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第3項の規定による周知については、第5条の五の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする

(削る)

(削る)

(削る)

第11条～第20条 (略)

(評価書等)

第20条 (略)

2 (略)

3 条例第18条第2項の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

(事業者による評価書等の公表)

第20条の2条例第19条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による評価書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(説明会等の公告の方法)

第8条 条例第13条第2項及び第15条第2項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の適当な方法のうち、二以上の方法により行わなければならない。

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第9条 条例第13条第3項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由は、天災及び説明会の開催の妨害とする。

(準備書の記載事項の周知)

第10条 条例第13条第3項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により行うものとする。

一 準備書を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該準備書を要約した書類を求めに応じて提供する方法

二 準備書の概要を公告する方法

2 第8条の規定は、前項各号の規定による公告について準用する。

第11条～第20条 (略)

(評価書等)

第20条 (略)

2 (略)

3 条例第18条第2項の規則で定める物は、評価書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。

(新設)

第22条～第27条 (略)

(事後調査書等)

第28条 (略)

2 (略)

3 条例第30条の2第2項の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは「事後調査書等」と読み替えるものとする。

(事業者による事後調査書等の公表)

第28条の2 条例第30条の3第2項において準用する条例第6条第2項の規定による事後調査書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「事後調査書等」と読み替えるものとする。

第29条 (略)

(都市計画対象事業)

第30条 (略)

2 条例第31条第1項の規定及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例第二章第一節から第六節まで(条例第23条第4項、第24条及び第26条の2を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項～第4条第2項第2号	(略)	(略)
第4条第3項、第5条、 <u>第6条第2項</u> (第12条第2項、第19	(略)	(略)

第22条～第27条 (略)

(事後調査書等)

第28条 (略)

2 (略)

3 条例第30条の2第2項の規則で定める物は、事後調査書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスクとする。

(新設)

第29条 (略)

(都市計画対象事業)

第30条 (略)

2 条例第31条第1項の規定及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例第二章第一節から第六節まで(条例第23条第4項、第24条及び第26条の2を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項～第4条第2項第2号	(略)	(略)
第4条第3項、第5条、第7条及び第8条	(略)	(略)

条第2項及び第30条の3第2項において準用する場合を含む。)、第6条の2(第13条第2項において準用する場合を含む。)、第7条及び第8条		
第8条の2第1項～第11条	(略)	(略)
第12条第1項	(略)	(略)
第13条第1項、第14条から第16条まで及び第18条	(略)	(略)
第20条～第29条第2項	(略)	(略)
第30条の2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 都市計画決定権者が第2項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項の規定による公告の日(同項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項の規定により条例第12条第1項の規定の例による公告を行う場合にあつては、当該公告の日)から3年以内に当該都市計画対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、都市計画決定権者は、再び前3項の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。

第8条の2第1項～第11条	(略)	(略)
第12条	(略)	(略)
第13条から第16条まで及び第18条	(略)	(略)
第20条～第29条第2項	(略)	(略)
第30条の2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 都市計画決定権者が第2項の規定により読み替えて適用される条例第12条の規定による公告の日(同項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項の規定により条例第12条の規定の例による公告を行う場合にあつては、当該公告の日)から3年以内に当該都市計画対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、都市計画決定権者は、再び前3項の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。

5～8 (略)

9 知事は、条例第19条第1項の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、都市計画対象事業の実施において環境保全上の適正な配慮をするために条例第9条第7号、第10号若しくは第12号又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第9号若しくは第11号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の都市計画対象事業について、更に条例第2章第1節から第6節までの規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うよう求めることができる。

第31条 (略)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第32条 事業者が条例第4条第1項の規定により調査計画書を作成してから知事が条例第6条第1項の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、事業者がその通知を受けた時から適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、これを要約した書類、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及びこれらの内容を記録した磁気ディスク又は光ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 (略)

3 知事が条例第6条第1項の規定による公告を行ってから条例第12条第1項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者並びに知事及び調査計画書の写しの送付を受けた市町村長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類(以下この項において「準備書等」という。)並びに当該準備書等の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク(以下この項において「特定磁気ディスク等」という。)を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計

5～8 (略)

9 知事は、条例第19条の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、都市計画対象事業の実施において環境保全上の適正な配慮をするために条例第9条第7号、第10号若しくは第12号又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第9号若しくは第11号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の都市計画対象事業について、更に条例第2章第1節から第6節までの規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うよう求めることができる。

第31条 (略)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第32条 事業者が条例第4条第1項の規定により調査計画書を作成してから知事が条例第6条の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、事業者がその通知を受けた時から適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 (略)

3 知事が条例第6条の規定による公告を行ってから条例第12条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者並びに知事及び調査計画書の写しの送付を受けた市町村長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類(以下この項において「準備書等」という。)並びに当該準備書等の内容のうち知事が指定した事項に係る部分を記録した磁気ディスク又は光ディスク(以下この項において「特定磁気ディスク等」という。)を都市計画決定権者に送付するものとする。この

画に係る対象事業については、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスク等の送付を受けたときから適用する。

4 (略)

5 知事が条例第12条第1項の規定による公告を行ってから条例第19条第1項の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第2章第2節から第6節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うものとし、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、適用しない。この場合において、知事が条例第19条第1項の規定による公告を行った後、事業者は、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

別表第1 (第1条関係)

区分	対象事業
1～20	(略)
備考	この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。
1	(略)
2	自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域
3～7	(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

別表第3 (第7条関係)

対象事業の種類	行為
1	(略)
2	イ (略) ロ 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項若しくは第10条第1

場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスク等の送付を受けたときから適用する。

4 (略)

5 知事が条例第12条の規定による公告を行ってから条例第19条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第2章第2節から第6節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うものとし、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、適用しない。この場合において、知事が条例第19条の規定による公告を行った後、事業者は、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

別表第1 (第1条関係)

区分	対象事業
1～20	(略)
備考	この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。
1	(略)
2	自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域
3～7	(略)

別表第2 (第3条関係)

(略)

別表第3 (第7条関係)

対象事業の種類	行為
1	(略)
2	イ (略) ロ 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項、第10条第1項又は第1

	<u>項による許可の申請又は第18条第1項の規定による条例の制定</u>
2の2 林道の新設及び改築	イ (略) ロ 自然公園法第20条第3項の規定による許可の申請又は同法第68条第1項(同法第79条第2項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定による協議 ハ～ト (略)
3～7	(略)
8 ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可の申請、同法第9条の3第1項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請
9 終末処理場の設置及びその施設の変更	下水道法第4条第2項又は第25条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議
10～17	(略)

	<u>8条第1項の規定による許可の申請</u>
2の2 林道の新設及び改築	イ (略) ロ 自然公園法第13条第3項の規定による許可の申請又は同法第56条第1項(同法第66条第2項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定による協議 ハ～ト (略)
3～7	(略)
8 ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可の申請、同法第9条の3第1項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の五第1項の規定による許可の申請
9 終末処理場の設置及びその施設の変更	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請
10～17	(略)